

教育文化センター活用プログラム(ふるさと教育等)構築支援業務委託仕様書(案)

本仕様書は、優先交渉権者と氷見市との契約に係る仕様書の原案となるものであり、企画提案書作成の参考とするものとする。契約の締結にあたっては、優先交渉権者の企画提案書を踏まえ、氷見市と協議し、仕様をより効果的・効率的な内容に変更することができる。

1 業務名

教育文化センター機能強化コンセプト構築支援業務委託

2 目的

教育文化センターを、垂直避難ができる避難場所として防災機能を充実させるとともに、「楽しみながら、集い、学ぶことができる」複合施設として、また、「市に対する誇りと愛着を育む『ふるさと教育』を推進する施設」として機能強化を図るために、若者や子育て世代、女性、地域住民からのニーズとアイデアを集約しながら、教育文化センターの改修イメージを含む、新たなコンセプトの提案を目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務実施体制と進め方

- ・本業務実施に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。
- ・業務実施に関わる役割分担を市へ提示し、了解を得ること。
- ・市が指示する会議・打ち合わせ等に参加し、必要に応じて資料作成を行うこと。
- ・業務の遂行において、市と連絡を密に行うとともに、成果を上げていくために積極的に市と連携して取り組むこと。
- ・資料等の電子データはパソコンで閲覧できる形式で作成し、速やかに提出すること。

5 業務内容

(1) 先進事例の整理

- ・これまでの全国の類似テーマの先進モデルを人口規模や地域特性を考慮しながら整理する。

(2) 学生や地域住民参加のワークショップ開催（3回程度）

- ・地域に求められるコンテンツについて、アイデアを例示しながら学生や地域住民、子育て世代に意見を募るWSを開催する。

(3) 学生・親子・高齢者など、様々な人々が自然に集まる仕掛けづくり

- ・WSでの意見やアイデアをまとめ、どのような施設が必要か、持続的に人が集まる仕掛けはないか、など検討する。

- (4) 地域企業による人材育成へのバックアップ体制構築
 - ・地域企業が学生へのリクルーティングなどを行いながらコンセプトづくりに参加できる体制を構築する。この際に、いくつかの企業根の個別のヒアリングを行い、具体的なバックアップ方法等を構築する。
- (5) 地域住民から求められる機能の整理
 - ・(1)(2)の調査・整理結果をまとめ、施設に必要な機能を整理する。
- (6) コンセプトブックの制作（市民への公開資料）
 - ・施設のコンセプトや役割、コンテンツを1冊にまとめた資料を制作

6 提出書類

- (1) 契約締結後
 - ①委託業務着手届
 - ②総括責任者通知書（様式任意）
 - ③実施工程表（様式任意）
 - ④業務実施体制図（様式任意）
 - ⑤その他、市が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後
 - ①委託業務完了届
 - ②成果品

7 成果品

実績報告書2部（様式任意）

8 その他

(1) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後もまた同様とする。

(2) 立入検査等

受託者は、事業の適正な執行のために、市からの求めに応じて、報告、立入検査及び関係情報等の提出等の対応を行わなければならない。

(3) 成果品の利用

本業務による成果品及び策定過程で撮影した画像等の著作権は市に帰属するものとし、市は随時利用できるものとする。また、媒体間の連携や関係団体への提供など、二次的な利用も可能となるように対応すること。

(4) 成果品の権利等

- ①制作物は、他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ②人物を採用する場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ③成果品及び制作過程で撮影した画像等について、市及び市が指定する第三者に対し受注者は著作者人格権の講師を行わないものとする。

(5) 物品の帰属等

受託者が委託料により物品を購入したときは、購入後の所有権は、市に帰属するものとする。

(6) 契約の解除

本業務の実施において、違法行為及び公序良俗に反する行為などの不正があったことが明らかになった場合には、市は契約を解除できるものとする。なお、この場合において契約解除となったときは、市から賠償金、損害金及び違約金は受託者に支払わない。

(7) 事務の引継ぎ

受託者が後任の受託者へ事業を引継ぐ場合は、市が指定した日までに委託料にて作成したホームページ、備品、データ及び関連資料等を適切に引継ぎ、次の受託者が本業務に支障なく、センターを運営する環境を整備するとともに、作成物やデータの内容物について十分に説明及び資料提供を行い、円滑に業務が図られるよう配慮すること。

(8) その他

本市要所に明示なき事項及び業務上疑義が発生した場合は、両者協議によるものとする。